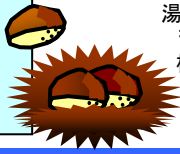




# 雄物川上流



No.207 発行日 平成23年10月31日  
国土交通省 東北地方整備局  
湯沢河川国道事務所 十文字出張所  
〒019-0522  
横手市十文字町字西上38-3  
TEL 0182-42-0109  
FAX 0182-42-2881

## 許可工作物点検実施しました

十文字出張所では、例年、管内の雄物川・皆瀬川・成瀬川において、取水施設や用水施設などの許可工作物の点検を実施しています。今回は、施設管理者と合同で、10月4日(火)から10月6日(木)の3日間行いました。

許可工作物とは、堤防や河川敷にある農業用取水施設などのことをいい、河川管理者の許可を得て設置されているものです。

施設等に不備な箇所はないかなどを確認し、洪水時等に支障をきたさないよう、適切な対応を行うことを確認しました。

### 点検の様子



## 稲刈りが終わった後の もみ殻や稲わらを焼くのはやめましょう

秋田県公害防止条例で10月1日から11月10日までの期間、稲わら・もみ殻焼きが全面禁止されています。

堤防付近で、もみ殻・稲わら焼きがされ、堤防の芝まで燃え広がると...



堤防の芝が燃えてしまうと、堤防の土が崩れやすくなり、洪水のときに堤防が決壊するおそれがあります！

### それだけではなく...

- ・煙は目やノドを痛め、特に体の弱い方や病気の方に被害がおよぶことがあります。
- ・付近に燃え広がり、原野火災となる可能性があります。

## 不法投棄許さない!

川へ捨てられたゴミは、洪水時に流され下流の地域の環境の悪化につながり、下流の住民の大迷惑になります。絶対に不法投棄をしないで下さい。

下の写真は皆瀬川にかかる十文字大橋の下に不法投棄されていたものです。

灯油を入れるポリタンクや植木鉢、古タイヤや壊れたガスレンジなど様々...



テレビや窓ガラスが割れたサッシのようなもの...

不法投棄は犯罪です。法律で罰せられます。絶対に不法投棄をしないで下さい。

### 【不法投棄の罰則】

- 河川法 第29条違反  
→ 3ヵ月以下の懲役又は20万円以下の罰金
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第16条違反  
→ 5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金